

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第220号)

平成14年10月17日

平成14年10月17日

横浜市長 中田 宏 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 三 辺 夏 雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条

第1項の規定に基づく諮問について（答申）

平成13年12月7日中地福第539号及び中保護第62号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

- (1) 「領収書（控）（平成10年1月9日から平成10年1月19日までの分）」の一部開示決定に対する異議申立てについての諮問
- (2) 「法外援護費貸付金調書（平成10年1月9日から平成10年1月19日までの間に貸付け及び返還のあった分）」の非開示決定に対する異議申立てについての諮問
- (3) 「通帳管理人が、直接通帳より市に返還・戻入した金員が明らかになる文書（期間は平成9年度から現在まで）（通帳＝横浜銀行本店営業部 普通預金 口座番号「0141965」）」の非開示決定に対する異議申立てについての諮問
- (4) 「受入済通知書（63条返還金）、受入済通知書（78条返還金）、受入済通知書（兼戻入通知書）（いずれも、保管金のうち、平成11年9月14日から平成13年4月23日までに市へ返還・戻入された分）、収入調定決裁整理簿（平成11年4月1日から平成13年4月19日までの分）、63条返還金・78条徴収金納付書発行簿（ただし、平成11年4月1日から平成13年5月28日までの分）」の一部開示決定に対する異議申立てについての諮問

答 申

1 審査会の結論

(1) 横浜市長が、次の各文書を一部開示とした決定は、妥当である。

ア 「領収書（控）（平成10年1月9日から平成10年1月19日までの分）」

イ 「受入済通知書（63条返還金）、受入済通知書（78条返還金）、受入済通知書（兼戻入通知書）（いずれも、保管金のうち、平成11年9月14日から平成13年4月23日までに市へ返還・戻入された分）」

ウ 「収入調定決裁整理簿（平成11年4月1日から平成13年4月19日までの分）」

エ 「63条返還金・78条徴収金納付書発行簿（ただし、平成11年4月1日から平成13年5月28日までの分）」

(2) 横浜市長が、「法外援護費貸付金調書（平成10年1月9日から平成10年1月19日までの間に貸付け及び返還のあった分）」を非開示とした決定は、妥当である。

(3) 横浜市長が、「通帳管理人が、直接通帳より市に返還・戻入した金員が明らかになる文書（期間は平成9年度から現在まで）（通帳＝横浜銀行本店営業部 普通預金口座番号「0141965」）」を不存在として非開示とした決定は、妥当である。

2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「領収書（控）（平成10年1月9日から平成10年1月19日までの分）」（以下「文書1」という。）、「受入済通知書（63条返還金）、受入済通知書（78条返還金）、受入済通知書（兼戻入通知書）（いずれも、保管金のうち、平成11年9月14日から平成13年4月23日までに市へ返還・戻入された分）」（以下「文書2」という。）、「収入調定決裁整理簿（平成11年4月1日から平成13年4月19日までの分）」（以下「文書3」という。）、「63条返還金・78条徴収金納付書発行簿（ただし、平成11年4月1日から平成13年5月28日までの分）」（以下「文書4」という。）、「法外援護費貸付金調書（平成10年1月9日から平成10年1月19日までの間に貸付け及び返還のあった分）」（以下「文書5」という。）、「通帳管理人が、直接通帳より市に返還・戻入した金員が明らかになる文書（期間は平成9年度から現在まで）（通帳＝横浜銀行本店営業部 普通預金 口座番号「0141965」）」（以下「文書6」という。）（以下文書1から文書6までを総称して「本件申立文書」という。）の開示請求に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が、平成13年6月19日付けで行った文書1についての一部開示決定、文書5及び文書6についての非開示決定並びに平成13年

6月29日付けで行った文書2から文書4までについての一部開示決定の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の一部開示及び非開示理由説明要旨

文書1については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。以下「条例」という。）第7条第2項第2号及び第6号に該当するため、文書2から文書4までについては、同項第2号に該当するためそれぞれ一部開示とし、文書5については、同項第2号、第4号及び第6号に該当するため非開示とし、文書6については、不存在であるため条例第10条第2項により非開示としたものであり、その理由は、次のように要約される。

(1) 条例第7条第2項第2号の該当性について

ア 文書1は、法外援護費の前貸を受けた要保護者又は被保護者が当該前貸金を返済した場合に発行された領収書の控えで、要保護者又は被保護者の氏名、ケース番号、支給金額の情報は、個人に関する情報であり、要保護者又は被保護者である特定の個人が識別され又は識別され得るものであるため、本号に該当する。

イ 文書2は、「63条返還金」、「78条返還金」、及び「兼戻入通知書」の3種類の市への返還、戻入の際に、金融機関に現金を納付する場合に使用された納入通知書から切り離された受入済通知書で、金融機関から実施機関に送付されたものである。

文書2に記録されている、納入者の氏名及びケース番号は、個人に関する情報であり、特定の個人が識別され、又は識別され得るものであるため、本号に該当する。

ウ 文書3は、被保護者が受領した生活保護費の一部を市へ返還、戻入する場合に、実施機関が納入通知書を発行する際に作成する帳簿であり、記録されている債権者氏名は、特定の個人が識別され、又は識別され得るものであるため、本号に該当する。

エ 文書4は、生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）第63条に基づく返還金及び法第78条に基づく徴収金として市に返還する場合に、実施機関が納入通知書を発行する際に作成する帳簿であり、記録されている債権者氏名及びケース番号は、特定の個人が識別され、又は識別され得るものであるため、本号に該当する。

オ 文書5は、法外援護費貸付金貸付の対象となった要保護者又は被保護者が貸付けを申請し、借用している又は借用した事実を証する個人ごとに作成される、全体と

して個人に関する文書であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものであるため、本号に該当する。

(2) 条例第7条第2項第4号の該当性について

文書5は、記録されている申請者氏名、住所、ケース番号、印鑑部分等の直接特定の個人が識別される個人に関する情報を除外したとしても、その他の情報を開示すると、文書全体から当該個人の債務についての情報が明らかとなり、個人の財産権を侵害するおそれがあり、本号に該当する。

(3) 条例第7条第2項第6号の該当性について

ア 文書1に記録されている氏名、ケース番号、支給金額を開示すると、特定個人が識別されるばかりでなく、他人に知られたくない情報の一部が明らかになり、要保護者又は被保護者の生活費の一部でもある法外援護費の貸付けに支障をきたし、今後の法外援護行政の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、本号に該当する。

イ 文書5に記録されている一部の情報でも開示すると、他人に知られたくない情報の一部が明らかになり、被保護者と実施機関との信頼関係が損なわれ、その結果、要保護者又は被保護者の法外援護費の貸付けに支障が生じることにより、生活基盤が不安定となり、今後の法外援護行政の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、本号に該当する。

(4) 文書6の不存在について

文書6で示されている預金通帳には、中福祉事務所保護課生活保護関連現金等取扱要領（平成11年3月中区保護課制定。平成14年1月1日改正前のもの。以下「中区要領」という。）に基づき、被保護者が受領した生活保護費の一部又は全部を実施機関が一時的に預かっている現金が入金されている。

被保護者が生活保護費の一部を市へ返還・戻入する際は、市が指定する所定の用紙により、本人が直接納付することになっている。

納付する現金は、本人からの依頼に基づき、実施機関の職員が本件預金通帳から預金を引き出し、本人がその現金により、市へ納付する。

したがって、通帳管理人である実施機関の職員が直接通帳により市へ返還・戻入するものではないため、その金員が明らかになる文書は、存在しない。

4 異議申立人の一部開示及び非開示決定に対する意見

異議申立人（以下「申立人」という。）が、異議申立書、意見書及び意見陳述において主張している本件申立文書の一部開示及び非開示決定に対する意見は、次のように要

約される。

- (1) 各処分を取り消すとの決定を求め、文書の閲覧及び交付を求める。
- (2) 各処分は条例違反であり、申立人の権利及び利益を侵害したため、適法な処分を求める。
- (3) 実施機関は、多額の預金を持っており、申立人の目的は、保護費の流れ確認で、実施機関は、条例第7条第2項第2号及び第6号に抵触しない形で公開することができ、条例第3条に基づき積極的に情報を公開する義務があり、特定個人の識別や財産権の侵害、権利・利益が害されないよう当該部分を除いて開示することができるから、実施機関のいう非開示理由は当たらない
- (4) 文書1から文書4の一部開示の文書は、その事実確認のために公開し、条例前文で定める市民の知る権利及び第1条の目的で定める市政に関し市民に説明する責務を全うするため、その透明性を確保すべきである。
- (5) 文書5及び文書6の非開示の文書の住所の一部、支給月、領収金額、領収日、領収印は、その事実確認のために公開し、条例前文で定める市民の知る権利及び第1条の目的で定める市政に関し市民に説明する責務を全うするため、その透明性を確保すべきである。
- (6) 金銭扶助額は生活保護基準表の第1類の年齢や第2類の世帯人員から算出することから、扶助費から生活保護受給者が特定・判明することはない。
- (7) 条例は原則公開を定めており、実施機関の裁量権も限定されるべきことから非公開は必要最小限とするべき。実施機関は、特定の個人が識別され、又は識別され得るため並びに事業の円滑な運営に支障をきたし、当該事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるために、非公開としているが行き過ぎが見られる。

5 審査会の判断

- (1) 福祉事務所（平成13年12月31日以前のもの。以下同じ。）における生活保護関連の現金等の取扱いについて

福祉事務所における生活保護費など生活保護関連の現金等の取扱いについては、横浜市福祉事務所生活保護関連現金等取扱要領（平成6年8月福祉局保護課制定。平成13年12月27日改正前のもの。以下「市要領」という。）の規定により、横浜市予算、決算及び金銭会計規則（昭和39年3月横浜市規則第57号。以下「会計規則」という。）及び公金外現金事務処理要領（昭和61年4月総務局制定）に準じた処理を行うことと規定されている。

中福祉事務所では、被保護者が多数居住する地区をかかえ、被保護者との対応上、現金等を取扱う件数が多いため、市要領に準じた中区要領を定め、市要領と併せて実施し、福祉事務所における生活保護関連の現金等を取り扱っていることが認められる。

(2) 本件申立文書について

本件申立文書は、横浜市が行っている生活保護費関連の現金等の取扱いに係る文書であり、中福祉事務所が扱った「領収書（控）」、「受入済通知書（63条返還金）」、「受入済通知書（78条返還金）」、「受入済通知書（兼戻入通知書）（いずれも、保管金のうち、平成11年9月14日から平成13年4月23日までに市へ返還・戻入された分）」、「収入調定決裁整理簿（平成11年4月1日から平成13年4月19日までの分）」、「63条返還金・78条徴収金納付書発行簿（ただし、平成11年4月1日から平成13年5月28日までの分）」、「法外援護費貸付金調書（平成10年1月9日から平成10年1月19日までの間に貸付け及び返還のあった分）」及び「通帳管理人が、直接通帳より市に返還・戻入した金員が明らかになる文書（期間は平成9年度から現在まで）（通帳＝横浜銀行本店営業部普通預金 口座番号「0141965」）」であることが認められる。

なお、実施機関が決定通知書に記載した文書2のうち、「受入済通知書（78条返還金）」については、「受入済通知書（78条徴収金）」が正しい文書名であることが認められる。

(3) 条例第7条第2項第2号の該当性について

ア 条例第7条第2項第2号本文では、「個人に関する情報・・・であって特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。」については開示しないことができると規定している。

イ 実施機関は、本号に該当するとして、文書1から文書4までについて一部開示とし、文書5を非開示としているので、次にその妥当性について検討する。

ウ 文書1は、生活資金の前貸しを受けた要保護者又は被保護者が当該前貸金を返済した場合に発行された領収書の控えであることが認められる。

文書1に記録されている情報のうち、氏名、ケース番号、支給額欄及び差引支給額欄の金額は、特定の個人の前貸金に関する情報であり、特定の個人を識別することができるものであるから、本号本文に該当する。

エ 文書2は、会計規則第90条で規定されている様式で、被保護者が生活保護費の一

部を市へ返還又は戻入する際に、金融機関に現金を納付したときに使用された納入通知書の一部であり、金融機関で納入通知書から切り離され、実施機関に送付された帳票であることが認められる。

文書 2 に記録されている情報のうち、納入者の氏名及びケース番号は、生活保護費の一部を市へ返還又は戻入した被保護者個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができるものであるから、本号本文に該当する。

オ 文書 3 は、会計規則第174条第 1 項第 3 号に規定する調定決裁簿の様式を一部修正したもので、被保護者が受領した生活保護費の一部について、市へ返還又は戻入する場合に、実施機関が納入通知書を発行する際に作成する帳簿であることが認められる。

文書 3 に記録されている情報のうち、債権者氏名は、生活保護費の一部を返還又は戻入した被保護者個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができるものであるから、本号本文に該当する。

カ 文書 4 は、被保護者が受領した生活保護費の一部を法第63条に基づく返還金又は法第78条に基づく徴収金として市へ返還又は戻入する場合に、実施機関が納入通知書を発行したことを記録したものであることが認められる。

文書 4 に記録されている情報のうち、債権者氏名及びケース番号は、生活保護費の一部を返還又は戻入した被保護者個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができるものであるから、本号本文に該当する。

キ 文書 5 については、対象文書の年度が異なるものがあるが、同様の様式である文書について、平成 14 年 3 月 29 日横情審答申第 199 号において、横浜市公文書の公開に関する条例（昭和 62 年 12 月横浜市条例第 52 号）第 9 条第 1 項第 1 号に該当するとして非公開の妥当性について判断したところであり、現行の条例に基づく本答申においてもその判断を変更する理由はない。

したがって、文書 5 は、個人ごとに作成されており、記録されている情報は、いずれも特定の個人に援護費を貸付けた事実や手続に関する情報であって、特定の個人を識別することができるか、又は、特定の個人を識別することができないとしても、当該情報は、あたかも患者のカルテと同様に、文書に記録されている情報自体が、個人のプライバシーに関する情報であって、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものとして非開示とすべきものであるから、当該文書全体が本号本文に該当する。

ク なお、上記ウからキで述べた本号本文に該当するとした情報はいずれも、本号ただし書アからウのいずれにも該当しないものである。

(4) 条例第7条第2項第4号の該当性について

ア 条例第7条第2項第4号は、「公にすることにより、人の生命、身体、財産等の保護その他の公共の安全の確保及び維持に支障が生ずるおそれがある情報」は開示しないことができると規定している。

イ 実施機関は、文書5を本号に該当するとしているが、文書5は、前記(3)キで述べたように、当該文書全体が条例第7条第2項第2号に該当するため、非開示とすべきものであるから、本号の該当性について判断するまでもない。

(5) 条例第7条第2項第6号の該当性について

ア 条例第7条第2項第6号は、「市の機関・・・が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、・・・当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」については、開示しないことができると規定している。

イ 実施機関は、文書1及び文書5を本号に該当するとしているが、文書1及び文書5で非開示としている情報は、前記(3)ウ及びキで述べたように、条例第7条第2項第2号に該当するため、非開示とすべきものであるから、本号の該当性について判断するまでもない。

(6) 文書6の不存在について

文書6は、中区要領に基づき、被保護者が受領した生活保護費の一部又は全部を実施機関が預かった現金を入金している「横浜銀行本店営業部 普通預金 口座番号0141965」の通帳から通帳管理人が直接市に返還・戻入した金員が明らかになる文書である。

実施機関は、被保護者が受領した生活保護費の一部を市へ返還する場合は、本人からの依頼に基づき、実施機関の職員が本件預金通帳から預金を引き出し、本人がその現金により、市へ納付するものであるから、通帳管理人である実施機関の職員が直接通帳より市へ返還・戻入するものではないため、その金員が明らかになる文書は存在しないと主張している。

そこで当審査会は、返還及び戻入の事務について確認するため、平成14年7月26日に実施機関から事情聴取を行った。

それによると、会計規則により、市が歳入を徴収しようとするときは、納入通知書

により、納入の通知をしなければならないことが規定されており、市に返還又は戻入する場合は、納入通知書に現金を添えて、金融機関に納付することになっている。

被保護者が受領した生活保護費の一部を市に返還又は戻入する場合は、本人からの依頼に基づき、実施機関の職員が預金通帳から預金を引き出し、被保護者本人がその現金により、金融機関に納付し、収納した金融機関では、納入通知書の3片を切り離し、納入通知書兼領収書は領収日付印を押印のうえ本人に渡し、受入済通知書は、市へ送付し、原符は金融機関が保管していることが認められた。

これらの取扱いについては、本件文書2から文書4により、一連の事務として処理されていることが明らかであり、通帳管理人である市の職員が直接通帳から市に返還又は戻入することはないため、文書6は存在しないという実施機関の主張に特段不合理な点は認められなかった。

(7) 結 論

以上のとおり、実施機関が、文書1から文書4までを条例第7条第2項第2号に該当するとして、一部開示とした決定、文書5を条例第7条第2項第2号に該当するとして、非開示とした決定及び文書6を不存在として、非開示とした決定は、妥当である。

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成13年12月7日	・実施機関から諮問書及び一部開示理由説明書を受理
平成14年1月25日 (第262回審査会)	・諮問の説明
平成14年7月12日 (第273回審査会)	・審議
平成14年7月26日 (第274回審査会)	・実施機関から事情聴取 ・審議
平成14年8月9日 (第275回審査会)	・異議申立人から意見聴取及び意見書を受理 ・審議
平成14年8月12日	・異議申立人から意見書(追加分)を受理
平成14年9月20日 (第278回審査会)	・審議
平成14年9月27日 (第279回審査会)	・審議